

開業・経営承継支援資金 (承継無保証人型・承継無保証人借換型)

区 分	承継無保証人型	承継無保証人借換型
融 資 対 象 と な る 方	◆府内で継続して1年以上同一事業を営む中小企業者等で次の①又は②に該当する者 ①京都信用保証協会の保証申込受付日から3年以内に経営承継を予定し、経営承継計画を有する者 又は ②令和2年1月1日から令和7年3月31日までに経営承継を実施した者であって、経営承継日から3年を経過していない者	◆府内で継続して1年以上同一事業を営む中小企業者で、中小企業経営承継円滑化法に基づく都道府県知事の認定を受けており、認定申請日から3年以内に経営承継を予定し、かつ、中小企業者の代表者が金融機関からの借入れによる債務を保証していることにより、当該中小企業者の事業活動の継続に支障が生じていると認められる者
資 格 要 件	◆次のアからオまでに定める全ての要件を満たす者 ア 資産超過であること イ EBITDA 有利子負債倍率（（借入金・社債－現預金）÷（営業利益＋減価償却費））が10倍以内であること ウ 法人・個人の分離がなされていること エ 返済緩和している借入金がないこと オ ガバナンス体制の整備に関するチェックシート（※裏面参照）に掲げる確認項目について専門家の判断のもと充足していること	
資 金 使 途	◆①保証人（個人に限る）を提供していない既往借入金の返済資金以外の資金 ②経営承継前における保証人（個人に限る）を提供している既往借入金の返済資金 （※融資対象となる方の①、②に対応）	◆都道府県知事による認定の日から経営の承継の日までの間における借換資金（当該中小企業者の代表者が保証債務を負う借入れに係るもの）
融 資 期 間 等	◆10年以内 ＜原則、元金均等月賦返済。必要に応じ、2年以内の据置可＞	
融 資 利 率	◆年1.2%（固定金利）	
融 資 限 度 額	◆有担保で2億円、無担保で8,000万円 ※ただし、保証協会の事業承継特別保証利用可能額の範囲内	◆有担保で2億円、無担保で8,000万円 ※ただし、保証協会の経営承継借換関連保証利用可能額の範囲内
担保・保証人・ 信用保証料率	◆保証協会の保証が必要 ◆連帯保証人は不要とし、必要に応じ担保を要する ◆府、市、協会による保証料引下げにより0%～0.95%で御利用いただけます	
受 付 機 関	◆京都府・京都市制度融資取扱金融機関 京都銀行、南都銀行、滋賀銀行、関西みらい銀行、福邦銀行、池田泉州銀行（※1）、京都信用金庫、京都中央信用金庫、京都北都信用金庫（※2）、近畿産業信用組合、京滋信用組合、三菱UFJ銀行（※1）、みずほ銀行（※1）、商工組合中央金庫（※1）は京都市制度のみ、（※2）は京都府制度のみ取扱い可	

○ 御利用にあたっては、金融機関及び保証協会の審査があり、御希望に添えない場合があります。

※ ガバナンス体制の整備に関するチェックシートについて

- 中小企業信用保険法施行規則（昭和 37 年通商産業省令第 14 号）第 20 条第 2 項に規定する経済産業省の委託またはその委託を受けた者の再委託を受けて事業の承継に対する支援に係る事業を行う者（専門家）が、事業の承継に係る計画及び財務内容、その他経営の状況の確認をもとに作成。

<融資手続きの流れ>

